

# HYOGO Monozukuri Frontier

## 募集要項

2025 年 6 月 2 日  
運営受託者

### 1. 事業目的

兵庫県の産業競争力を維持・発展させていくためには、本県の代表的な産業である製造業（以下、「ものづくり」という。）領域でのスタートアップを創出・育成し、地域経営資源とも連携したイノベーションの創出が不可欠です。

一方で、ものづくり領域における起業家やスタートアップにとっては、試作品の開発場所の不足や量産化に向けた体制構築が困難等のビジネス展開の難しさから、ものづくり領域への参入は限定的となっています。

そこで、本アクセラレーションプログラム（以下、「本プログラム」）では、プレシード・シード期スタートアップ及び新規事業（既存事業と一線を画し、将来的に独立した収益基盤となることを目指す事業）開発に挑戦する 中堅・中小企業（以下、「ものづくりベンチャー」という）に対して、早期のプロトタイプ制作の実現に向け、スタートアップ型ビジネスモデルを踏襲したメンタリング、専門家セミナー、及びプロトタイプの開発・実証に係る経費補助等の支援を組み合わせ、本県の経済をけん引する新たな企業の創出を目指します。

### 2. 支援内容

#### (1) ゴール設定・キックオフ面談(オンライン)

第1回セミナー前のプレ面談期間（2025年8月18日～8月28日）に、現時点のビジネスアイデア、ビジネスモデルやサービス開発状況、プログラムの目標及び現状の課題をメンター等に対して説明し、プログラム期間中の支援内容を調整するキックオフミーティングを行います。

#### (2) 伴走メンタリング（オンラインまたは対面）

隔週で、1時間程度、プログラム運営者と支援内容の調整等を行う個別ミーティングを実施します。

#### (3) 専門家メンタリング(オンライン)

プロトタイプ制作にあたり、ものづくりに関する専門家とのメンタリングの機会を設定します（1社1回まで）。

#### (4) 専門家によるセミナー（対面）

ものづくり領域のスタートアップに必要とされる知識(ビジネスモデル構築、プロトタイプ、仮説検証・資金調達、知財等)に関するセミナー・ワークショップを開催します。

- (5) Demo Day・交流会（Demo Day ハイブリッド / 交流会のみ対面）  
採択者、専門家等が参加し、繋がりを作る交流会を開催します。2026年3月頃に投資や融資、事業提携等の機会提供を目的とした Demo Day を開催します。
- (6) プロトタイプの開発・実証に係る経費補助  
本プログラム期間中に、別途、「ものづくりスタートアップ支援事業費補助金」にて、補助金の申請を受け付けます。補助金採択の審査の上、プロトタイプ制作・実証にかかる経費 100 万円(補助率 1 / 2)を上限として補助します。なお、当補助金は別途兵庫県への申請等が必要となります。詳細は要綱等をご確認ください。
- 【参考】
- ・2025年プログラム開始～11月末 補助金申請書 受付期間  
※補助対象期間：2026年2月13日（金）まで
  - ・2026年2月20日(金) 実績報告書の提出期限
- (7) その他、本プログラムに関する相談対応  
(6)の補助金申請に関する相談や本プログラムの協力機関への紹介等を随時します。

### 3. プログラム内容 スケジュール（予定）

※採択者は原則、以下全てのプログラムに参加いただきます。

2025年8月18日～2025年8月28日	プレ面談（各社1時間程度）
2025年8月29日～2026年2月13日	セミナー受講、メンタリング
2026年3月中旬	Demo Day 開催

#### 【セミナー（予定）】

- 時間帯：17:30～20:00
- 会場：起業プラザひょうご（神戸市中央区浪花町56 三井住友銀行神戸本部ビル2F）  
（アクセス：<https://www.kigyoplaza-hyogo.jp/access/>）

日時	テーマ	内容
第1回 8/29（金）	ビジネスアイデアの創出	技術シーズや市場ニーズをもとに、実現可能かつ市場価値の高いアイデアへと磨きこむ
第2回 9/11（木）	ビジネスモデルの立案	技術やアイデアを持続的な事業にするためのビジネスモデルを設計する
第3回 10/10（金）	プロトタイプ試作	製品の初期試作に必要な知識や試作プロセス、量産化を見据えた設計の視点を学ぶ
第4回 11/7（金）	仮説検証	市場でのニーズや事業仮説の妥当性のための検証方法を学ぶ
第5回 1/16（金）	資金調達	資金調達の選択肢やものづくりスタートアップ特有の資金調達のポイントを学ぶ
第6回 2/13（金）	知的財産	ものづくりベンチャーにとっての知財の重要性を理解し、知財戦略の基礎知識を獲得する

※上記スケジュールは予定であり、変更する可能性がございます。

#### 4. 対象

以下の法人（スタートアップ、中堅・中小企業）または個人

参加要件	
スタートアップ	<p>右記（１）～（４）及び以下の要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 創業後５年未満（法人設立前も可）</li> <li>✓ 革新的なプロダクトやサービスでイノベーション創出を志向</li> <li>✓ 短期間での成長を志向</li> <li>✓ IPO や M&amp;A を志向</li> </ul>
中堅・中小企業	<p>右記（１）～（４）及び以下の要件に該当すること。ただし、みなし大企業は本プログラムの対象に含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 最下部※定義に該当する法人</li> <li>✓ 既存事業と一線を画し、将来的に独立した収益基盤となる新規事業開発を志向。</li> </ul>
個人	右記（１）～（４）に該当すること。

  

(1)	以下のいずれかのものでづくり領域で事業を行っている、または予定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. ものづくりに関する事業を行っている、または将来的に事業を行うことを予定している。</li> <li>b. ものづくり企業に対してサービスを提供している、または将来的に提供することを予定している。（DX 促進のソフトウェアなど）</li> </ul>
(2)	兵庫県内に、本社や研究開発等の主要拠点が存在すること、または兵庫県内に住所を有し、県内での事業展開もしくは事業開発する意思を有していること。 応募時点で兵庫県内に拠点が無い(*)場合は、プログラム期間中（県の定める期間（6～7 ヶ月程度））、兵庫県内に拠点を設けること。 (* ) 応募時点で兵庫県内に拠点のない応募者については、起業プラザひょうごの紹介等個別に相談に乗りますので、事務局までお問い合わせください。
(3)	将来的に兵庫県産業と連携する意思があること。
(4)	反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

《想定する事業領域、テクノロジー》	
事業分野（例示）	機械製造業、精密機械器具製造業、電気機械器具製造業、金属・鉄鋼関連の製造業、食品関連の製造業 など
テクノロジー（例示）	フードテック、クリーンテック、ヘルステック（医療機器等）、ソフトウェア/DX ソリューション（IoT・AI 活用等による生産性向上）、ハードテック（ロボティクス、航空部品等） など

#### 5. 採択件数

5 社程度

## 6. 応募期間

2025年6月2日（月）から6月30日（月）17:00 まで

## 7. 参加費

無料

※プログラム参加に伴う通信費、イベントに参加する際の旅費など、本事業への参加に当たり発生する諸費用は、各応募者において負担していただきます。

## 8. 応募方法

応募フォームに従って、応募期間内に提出してください。

URL：<https://forms.office.com/e/eWeEtw0rTN>

※応募フォームへの記載内容とは別に事業概要等に関する資料（ピッチ資料等）がある場合は、「13. 問い合わせ先（運営受託者）」に記載のメールアドレスへ送付してください。

## 9. 審査スケジュール

2025年6月30日（月）	応募締切
7月上旬	書類審査
2025年7月25日（土）	ピッチ資料 提出締切（※1）
2025年7月29日（火）午後	面談審査（※2）
2025年7月下旬	採択通知

※1 書面審査通過者のみ、提出が必須

（Power Point 資料での提出を想定）

※2 書面審査通過者に別途、連絡いたします。

## 10. 審査基準

評価基準	
理念 熱意	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 事業を実施の背景は何か、どういった課題を解決するのかについて、具体的であるか</li><li>✓ 事業成長の先にどのような世界観を描いているか</li><li>✓ 高いモチベーションで本プログラムに取り組めるか</li></ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 理念を推進できる実施体制か</li><li>✓ 自社事業領域における専門知識、実務経験、実績、学術基盤等はあるか</li></ul>
新規性・独創性	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ アクセラレーションを受ける事業に新規性・独自性は備わっているか</li><li>✓ 他社との差別化が図れているものか</li></ul>
市場成長性 収益性	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 取り組む領域の市場に一定の規模があり、国内外での収益が見込めるか</li><li>✓ 取り組む領域の市場に将来性はあるか</li><li>✓ 自社がその市場に参入し、一定のシェアを獲得することが可能か</li></ul>
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 本プログラムを通じて、事業のブラッシュアップや経営課題の解決が実現可能か</li><li>✓ 技術・事業が成立する蓋然性が高いか</li><li>✓ コストは見合っているか</li></ul>
地域性	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 県内に事業展開の拠点を設置、または検討しているか。</li><li>✓ 県内企業や施設との連携等を検討しているか。</li></ul>

## 1 1. 応募に関する留意事項

- 1) 本事業に採択された全ての法人及び個人は、事務局の求めに応じた状況の報告・アンケートへの回答、「2. 支援内容」記載のプログラムへの参加が原則、必須となります。
- 2) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
  - a. 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
  - b. 応募内容に不備がある場合
  - c. 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他県及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
- 3) 応募にあたって、ご提供いただく個人情報を含む応募情報は、県及び運営受託者または外部審査委員（以下、「県及び運営受託者等」という。）にて、本プログラム実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。また、個人情報を事前の承認なく県及び運営受託者以外の第三者に提供することはありません。審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- 4) プログラムの受講に不適切であると県、運営受託者が判断した場合には、プログラムの受講を途中で辞退していただく場合がありますので、ご注意ください。
- 5) プログラム受講者の審査及び選定は、県及び運営受託者等が行います。また、プログラム受講者の選定にあたり、外部の審査委員が選定に参加します。
- 6) プログラム受講者の審査、選定及び承認に関して、県及び運営受託者等がプログラム受講者の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
- 7) 未公開特許の情報や営業上の秘密などの機密情報等は応募資料へ記載しないようお願いいたします。
- 8) Demo Day 等において、自社の未公開情報や機密情報等の開示又は公表はしないようにしてください。また、自社の費用と責任において厳重に管理してください。未公開情報や機密情報等の漏洩又は流出について、本プログラムの主催者及び運営受託者は一切の責任を負いません。
- 9) Demo Day 等において開示または公表した内容は事業者名、事業概要等と併せてパンフレットや WEB サイト等で紹介する可能性があります。
- 10) セミナー等を通じて知り又は知り得た情報（他採択者の発表内容を含みます）につき、第三者に対して開示又は漏洩しないでください。

## 1 2. 実施体制

【主催】兵庫県

【事務局】有限責任監査法人トーマツ

## 1 3. 問い合わせ先（運営受託者）

本公募に関するお問合せは、下記までお願いします。

〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

有限責任監査法人トーマツ

【担当】HYOGO Monozukuri Frontier 事務局

【メール】[hyogo-monozukuri-frontier@tohmatu.co.jp](mailto:hyogo-monozukuri-frontier@tohmatu.co.jp)

## 【参考】

※中堅企業、中小企業の定義について

(ア) 中堅企業

以下の中小企業者以外のもののうち、常時使用する従業員が 2,000 人以下の企業

(イ) 中小企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する中小企業者

1) 製造業、建設業、運輸業その他の業種

資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社、  
又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

2) 卸売業

資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社、  
又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

3) 小売業

資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社、  
又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

4) サービス業

資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社、  
又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

## 【みなし大企業について】

本事業において、みなし大企業とは、以下のものをいいます。

- 1) 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- 2) 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- 3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を含めている法人
- 4) その他大企業が実質的に経営を支配している法人